

平成十九年経済産業省令第二十七号

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七十五号）の施行に伴い、並びに輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、輸出入取引法施行規則（昭和三十年通商産業省令第四十五号）の全部を改正する省令を次のようく定める。

目次

四	九条の六において準用する場合を含む。)の規定による組合員に出資をさせる輸出組合(以下「出資輸出組合」といふ。)に移行したとき	九条の六において準用する場合を含む。)の規定による組合員、住所及び組合員の出資口数を記載した書面を添付しなければならない。)	氏名又は名称による届書	様式第六によ移る届書	様式第五によ移る届書	法第十六条第一項(法第十様式第五によ移る届書(移行の日現在における組合員の二週間以内に)に移行したとき
	三	二法第十七条第一項(法第十 九条の六において準用する場合を含む。)の規定により出資輸入組合以外の輸出組合(以下「非出資輸出組合」といふ。)に移行したとき				
	二	毎事業年度の事業報告書又は決算関係書類(法第十九条第一項(法第十九条の六において準用する場合を含む。)第四十二条第二項を除き、以下同じ。)において準用する中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号。以下「協同組合法」という。)第四十条において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。)に規定する決算関係書類をいう。以下同じ。)について総会又は総代会の承認を経たとき	様式第七によ る届書(事業承 認書又は決算 関係書類及び 報告書)を提出 しなければなら ない。)	内 間 二 か の 日 行	内 間 二 か の 日 行	内 間 二 か の 日 行
	一	事業年度の中途において負担金に係る法第二十八条第一項の経済産業省令に係る事務を処理しなくなつたとき(輸出組合に限る。)	様式第八によ る届書(当該事 務の処理にを 關する報告書理 由に該當する事 務に係る財産目 録三か月をもつ たな週から日につ くし処務該	内 間 二 か の 日 行	内 間 二 か の 日 行	法第十六条第一項(法第十様式第五によ移る届書(移行の日現在における組合員の二週間以内に)に移行したとき

第二節 電磁的記録等	（電磁的記録）
<p>第六条 法第十九条第一項において準用する協同組合法第十条の二第三項第二号に規定する経済産業省令で定めるものは、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものを行う。</p> <p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)</p> <p>第七条 次に掲げる規定に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録(法第十九条第一項において準用する協同組合法第十条の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一 法第十七条第二項(法第十九条の六において準用する場合を含む。以下同じ。)において準用する協同組合法第五十六条第二項第二号</p> <p>二 法第十九条第一項において準用する協同組合法第十条の二第三項第二号</p> <p>三 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十四条の二第二項第二号</p> <p>四 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の二第五項において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第三百八十九条第四項第一号</p> <p>五 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の七第五項第二号(法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。)</p> <p>六 法第十九条第一項において準用する協同組合法第四十条第二項第三号(法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。)</p> <p>七 法第十九条第一項において準用する協同組合法第四十一条第三項第二号</p> <p>八 法第十九条第一項において準用する協同組合法第五十三条の四第四項第二号</p> <p>九 法第十九条第二項(法第十九条の六において準用する場合を含む。以下同じ。)において</p>	<p>貸借対照表間及び損益計算内書を作成し、添付しなければならない。)</p>

十一 法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の四第二項第三号

十二 法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の五第二項第三号

十三 法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の六第二項第三号

十四 法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十四条第八項第三号

(電磁的方法)

**第八条** 法第十九条第一項において準用する協同組合法第十二条第一項において準用する協同組合法第六十三条の六第二項第三号

（電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの）

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができる方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもつて製造するファイルに情報を記録したものを交付する方法

前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(設立の認可の申請)

**第九条** 法第十四条第一項（法第十九条の六において準用する場合を含む。）の規定により設立の認可を受けようとする者は、様式第九による申請書に、次に掲げる書類を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 第三節 設立

二 一定款業計画書及び収支予算書

三 役員たるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書面

四 組合員たるべき者の氏名又は名称、住所及び出資輸出組合又は出資輸入組合を設立する場合の申請にあつては、組合員たるべき者の引き受けようとする出資口数を記載した書面

五 創立総会の議事録の謄本  
(創立総会の議事録)

**第十条** 法第十九条第一項において準用する協同組合法第二十七条第七項の規定による創立総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 創立総会が開催された日時及び場所

二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果

三 創立総会に出席した発起人又は設立当時の役員の氏名又は名称

四 創立総会の議長の氏名

五 議事録の作成に係る職務を行つた発起人の氏名又は名称

**第四節 電磁的記録の備置きに関する特則**

**第十二条** 次に掲げる規定に規定する経済産業省令で定めるものは、輸出組合又は輸入組合の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて輸出組合又は輸入組合の從たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

一 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十四条の二第三項

二 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の七第四項

三 法第十九条第一項において準用する協同組合法第四十条第十一項

四 法第十九条第一項において準用する協同組合法第五十三条の四第三項

**第五節 役員**

(役員の変更の届出)

**第十二条** 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十五条の二の規定により役員の氏

（監査報告の作成）

**第十三条** 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の三第二項（法第十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定及び法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第二項の規定により経済産業省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。  
この場合において、理事会及び理监事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 当該輸出組合又は当該輸入組合の理事及び使用人

二 当該輸出組合又は当該輸入組合の子会社（法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十五条第六項に規定する子会社をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行なうべき者その他これらに相当する者及び使用人の者に相当する者及び使用人

三 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり思慮疎通を図るべき者

4 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

5 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該輸出組合又は当該輸入組合の他の監事、当該輸出組合又は当該輸入組合の子会社の監査役その他これらに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

（監事の調査の対象）

**第十四条** 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十四条（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において

（監査の範囲が限定されている監事の調査の対象）

**第十五条** 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第三項に規定する経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 決算関係書類

二 前号に掲げるもののほか、これに準ずるもの

（理事会の議事録）

**第十六条** 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の七第一項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 理事会が開催された日時及び場所（当該理事会の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない役員又は組合員が当該理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）又は方（當該理事会の場所を定めなかつた場合に限る。）

二 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十三条第二項（法第九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）

ハ 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の六第六項（法第十九条六十九条において準用する場合を含む。）



二 役員が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員に生することのある損害（役員がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うことと、該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員に生ずることのある損害を除く。）を保険者が填補することを目的として締結されるもの

（責任追及等の訴えの提起の請求方法）

**第十九条** 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十九条において準用する会社法第八百四十七条第一項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 告訴となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

（訴えを提起しない理由の通知方法）

**第二十条** 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十九条において準用する会社法第八百四十七条第一項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 輸出組合又は輸入組合が行つた調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

二 請求対象者の責任又は義務の有無についての判断

三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六百四十七条第一項（法第十九条第一項において準用する会社法第八百四十七条第一項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）に規定する責任追及等の訴えをいう。）を提起しないときは、その理由

に關しては、一般に公正妥當と認められる企業會計の慣行その他の會計の慣行をしん酌しなければならない。

(金額の表示の単位)

**第二十二条** 法第十九条第一項において準用する協同組合法第四十条第一項に規定する輸出組合又は輸入組合の成立の日における貸借対照表及び決算関係書類に係る事項の金額は、一円単位をもつて表示するものとする。

(成立の日の貸借対照表)

**第二十三条** 法第十九条第一項において準用する協同組合法第四十条第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、輸出組合又は輸入組合の成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

(各事業年度に係る決算関係書類)

**第二十四条** 各事業年度に係る決算関係書類の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日（当該事業年度の前事業年度がない場合にあっては、成立の日）から当該事業年度の末日までの期間とする。この場合において、当該期間は、一年（事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、一年六月）を超えることができない。

2 各事業年度に係る決算関係書類は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

**第二款 財産目録**

**第二十五条** 法第十九条第一項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む）の規定により各事業年度ごとに輸出組合又は輸入組合が作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

2 前項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

一 資産

二 負債

三 正味資産又は正味財産

3 資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適當な名称を付した項目に細分することができる。

(通則)

**第二十六条** 法第十九条第一項において準用する協同組合法第四十条第一項に規定する輸出組合

又は輸入組合の成立の日における貸借対照表及び法第十九条第一項において準用する協同組合法第四十条第二項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）に規定する各事業年度ごとに輸出組合又は輸入組合が作成すべき貸借対照表について、この款の定めるところによる。

**第二十七条** 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 純資産又は正味財産

**第二十八条** 資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。

- 一 流動資産
- 二 固定資産

**(資産の部の区分)**

**第二十九条** 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。

- 一 流動負債
- 二 固定負債

**(純資産又は正味財産の部の区分)**

**第三十条** 純資産又は正味財産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

- 一 出資金（出資輸出組合又は出資輸入組合に限る。）
- 二 組合積立金
- 三 剰余金
- 四 その他の純資産又は正味財産であつて、純資産又は正味財産に属するもの

**(通則)**

**第三十一条** 法第十九条第一項において準用する協同組合法第四十条第二項の規定により各事業年度ごとに輸出組合又は輸入組合が作成すべき損益計算書については、この款の定めるところによる。

**(損益計算書の区分)**

**第三十二条** 損益計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。この場合において

9	特別損失に属する損失は、固定資産売却損、補助金収入（経常的経費に充てるべきものとして交付されたものを除く。）、前期損益修正益その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。
8	事業外収益に属する収益は、受取利息（法第十一一条第一項第七号の事業として受け入れたもののを除く。）、外部出資に係る出資配当金の受入額その他の項目に細分しなければならない。
7	事業外費用に属する費用は、支払利息（法第十一一条第一項第七号の事業として受け入れたもののを除く。）、創立費償却、寄付金その他の項目に細分しなければならない。
6	一般管理費に属する費用は、人件費、業務費、購買費、生産・加工費、運送費、転貸支払利息その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。
5	事業収益に属する収益は、売上高、受取手数料、受取施設利用料、受取貸付利息、受取保管料、受取検査料その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。
4	賃料収入その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。
3	事業収益に属する収益は、賦課金収入、参加料収入その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。
2	事業外収益に属する収益は、賦課金収入、参加料収入その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。
1	事業収益に属する収益は、売上高、受取手数料、受取施設利用料、受取貸付利息、受取保管料、受取検査料その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。





二 口 提供事業報告書が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の提供

二 電磁的方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供事業報告書が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供

ロ 提供事業報告書が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記録された事項の電磁的方法による提供

事業報告書に表示すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、通常総会に係る招集通知を発する時から通常総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により組合員が提供を受けることができる状態に置く措置（第八条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合における前項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により組合員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一 第三十八条第一項第一号から第五号まで及び第三十九条第一号から第七号までに掲げる事項

二 事業報告に表示すべき事項（前号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監事が異議を述べている場合における当該事項

一 前項の場合には、理事は、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを組合員に対して通知しなければならない。

二 第三項の規定により事業報告書に表示した事項の一部が組合員に対して第二項各号に定める方法により提供したものとみなされた場合において、監事が、現に組合員に対して提供される

6 理事は、事業報告書の内容とすべき事項について、通常総会の招集通知を発出した日から通常総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を組合員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

**第十節 会計帳簿**

**第四十六条 第一款 総則**

協同組合法第四十一条第一項の規定により輸出組合又は輸入組合が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産又は正味財産の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、この節の定めるところによる。

2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

**第二款 資産及び負債の評価**

**(資産の評価)**

第四十七条 資産については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならぬ。

2 償却すべき資産については、事業年度の末日(事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下同じ。)において、相当の償却をしなければならない。

3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。

一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産(当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く)。事業年度の末日における時価

2 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産。その時の取得原価から相当の減額をした額。

4 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。

5 6 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付すことができる。

二 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一 事業年度の末日における時価がその時の取引原価より低い資産

二 市場価格のある資産（子会社の株式及び持分並びに満期まで所有する意図をもつて保有する債券（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。）を除く。）

三 前二号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことなどが適当な資産

（負債の評価）

**第四十八条** 負債については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならぬ。

2 次に掲げる負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一 次に掲げるもののほか将来の費用又は損失（収益の控除を含む。以下同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該事業年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金

イ 退職給付引当金（使用者が退職した後に当該使用人に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）

ロ 収品調整引当金（常時、販売する棚卸資産につき、当該販売の際の価額による買戻しに係る特約を結んでいる場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）

二 前号に掲げる負債のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことなどが適当な負債

**第三款 純資産**

（設立時の出資金の額）

**第四十九条** 輸出組合（非出資輸出組合を除く。以下この款において同じ。）又は輸入組合（非出資輸入組合を除く。以下この款において同じ。）の設立（合併による設立を除く。以下この条において同じ。）時の出資金の額は、設立

2 前項の出資金の額から、設立時に組合員にならうとする者が設立に際して引き受けける出資口数に出資一口の金額を乗じて得た額とする。

(出資金の額)

**第五十条** 輸出組合又は輸入組合の出資金の増加額は、次の各号に掲げる場合ごとに、当該各号に定める額とする。

一 新たに組合員にならうとする者が法第十二条の二（法第十九条の六において準用する場合を含む。）の規定により輸出組合又は輸入組合への加入に際して出資を引き受けた場合、当該引受出資口数に出資一口の金額を乗じて得た額

二 組合員が出資口数を増加させるために出資を引き受けた場合、当該増加する出資口数に出資一口の金額を乗じて得た額

三 前項の出資金の増加額から、同項各号に掲げる者が履行した出資により輸出組合又は輸入組合に対し既に払込み又は給付がされた財産の価額を控除した額は、未払込出資金の科目に計上するものとする。

1 輸出組合又は輸入組合の出資金の減少額は、次の各号に掲げる場合ごとに、当該各号に定める額とする。

一 輸出組合又は輸入組合が法第十九条第一項において準用する協同組合法第十九条第一項第一号から第三号まで、又は法第十九条第二項において準用する協同組合法第十八条の規定により脱退する組合員に対して持分の払戻しをする場合、当該脱退する組合員の引受出资口数に出資一口の金額を乗じて得た額

二 法第十九条第二項において準用する協同組合法第二十三条第一項の規定により組合員が出资口数を減少させる場合、当該減少する出资口数に出資一口の金額を乗じて得た額

三 輸出組合又は輸入組合が法第十九条第二項において準用する協同組合法第五十六条第一項に規定する出資一口の金額の減少を決議した場合、出資一口の金額の減少額に総出資口数を乗じて得た額

二 変更の理由を記載した書面  
三 変更を議決した総会又は総代会の議事録の  
四 出資輸出組合又は出資輸入組合への移行に  
係るものにあつては、組合員の引き受けよう  
とする出資口数を記載した書面

五 非出資輸出組合若しくは非出資輸入組合へ  
の移行又は出資輸出組合若しくは出資輸入組  
合の出資一口の金額の減少に係るものにあつ  
ては、法第十七条第二項（法第十九条の六に  
おいて準用する場合を含む。）又は法第十九  
条第二項において準用する協同組合法第五十  
六条第一項の規定により作成した財産目録及

四 前三号に掲げる場合のほか、組合員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(総会の議事録)

**第五十六条** 法第十九条第一項において準用する協同組合法第五十三条の四第一項の規定によるところの議事録の作成については、この条の定めるところによる。

総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

一 金融債	特別の法律により法人の発行する債券及び
二 償還及び利払の遅延のない物上担保付又は	一般担保付の社債
三 日本銀行が発行する出資証券	株式会社商工組合中央金庫が発行する株式 証券投資信託又は貸付信託の受益証券
四 第五十八条 法第十九条第一項において準用する 協同組合法第六十六条第一項の規定により合併 の認可を受けようとする者は、様式第十三によ る（合併の認可の申請）	第五節 解散及び清算並びに合併
五 第六十条 法第十九条第一項において準用する 協同組合法第六十六条第一項の規定により合併 の認可を受けようとする者は、様式第十三によ る（合併の認可の申請）	第六節 合併の認可

**第五十九条** 法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の四第一項に規定する吸收合併契約の内容その他経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十三条の二第四号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

二 吸收合併消滅輸出組合又は吸收合併消滅輸入組合の組合員に対して交付する金銭等の全部又は一部が吸收合併存続輸出組合又は吸收合併存続輸入組合の持分であるときは、当該

**第五十三条** 法第十九条第一項において準用する協同組合法第五十一条第二項の規定により定期款の変更の認可を受けようとする者は、様式第十二による申請書に、次に掲げる書類を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

イ 当該組合員が総会の日より相当の期間前に当該事項を輸出組合又は輸入組合に対して通知した場合

ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

二 組合員が説明を求めた事項について説明をすることにより輸出組合又は輸入組合その他の者（当該組合員を除く。）の権利を侵害する

四 総会に出席した役員の氏名  
五 総会の議長の氏名  
六 議事録の作成に係る職務を行つた理事の  
氏名

出組合又は出資輸入組合にあつては、これら  
の方法による公告をしてこと並びに異議を  
述べた債権者があつたときは同法第五十六条  
の二第五項の規定による弁済、担保の提供又  
は財産の信託をしたことを証する書面  
(吸収合併消滅輸出組合又は吸収合併消滅輸入  
組合の事前開示事項)

及び同法第五十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定により総会又は総代会の招集の承認を受けようとする者は、様式第十一による申請書に、総会の招集にあつては組合員の、総代会の招集にあつては総代の総数の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の同意を得たことを証する書面(役員改選の請求に係る場合は、その総数の五分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の連署があつたことを証する書面)を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

（役員の説明義務）  
第五十五条 法第十九条第一項において準用する協同組合法第五十三条の二（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）に規定する経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。  
一 組合員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）  
イ 当該組合員が総会の日より相当の期間前ないものに限る。）に伴う規定の整理に関する事項とする。

口 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百四十五条第二項ハ 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十四条二 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十七条第三項水 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第三項

事務日における財産目録及び貸借対照表（最終結果）事業年度がない場合は、合併の当事者たる輸出組合又は輸入組合の成立の日ににおける貸借対照表）並びに法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の第四第五項、同法第六十三条の五第七項及び同法第六十三条の六第五項において準用する同法第五十六条の二第二項の規定による公告及び催告（法第十九条第二項において準用する協同組合法第五十六条の二第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした出資輸

**第五十一条** 法第十九条第一項において準用する協同組合法第四十七条第四項（法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）の經濟産業省令で定める方法は、第八条第一項第二号に掲げる方法とする。  
（総会又は総代会の招集の承認の申請）

**第五十二条** 法第十九条第一項において準用する協同組合法第四十八条（法第十九条第一項において準用する協同組合法第四十二条第八項（法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）第五十五条第六項において準用する場合を含む。）

の二第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした出資輸出組合又は出資輸入組合にあつては、これらの方針による公告をしたこと並びに異議述べた債権者があつたときは同法第五十六条の二第五項の規定による弁済担保の提供又は財産の信託をしたことを証する書面

(規約等の変更の総会の決議を要しない事項)

**第五十四条** 法第十九条第一項において準用する協同組合法第五十一条第四項の経済産業省令で定める事項は、関係法令の改正(一条項の移動等)当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わ

の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない役員又は組合員が当該総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。) 又は方法(当該総会の場所を定めなかつた場合に限る。)  
二 総会の議事の経過の要領及びその結果  
三 次に掲げる規定により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要  
イ 法第十九条第一項において準用する協同組合法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百四十五条第一項

二 合併後の輸出組合又は輸入組合の事業計画書

三 合併の理由及び経過を記載した書面

四 合併を議決した各輸出組合又は各輸入組合の総会の議事録の副本

五 合併によって輸出組合又は輸入組合を設立する場合の申請にあつては、合併後の輸出組合又は輸入組合の役員たるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書面

六 出資輸出組合又は出資輸入組合が合併する場合の申請にあつては、合併する出資輸出組合又は出資輸入組合が作成した最終事業年度の決算書(監査報告書)並びに監査報告書(監査報告書)

## 第十一節 総会の招集手続等 (総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法)

び貸借対照表並びに同法第五十六条の二第二項の規定による公告及び催告（法第十九条第二項において準用する協同組合法第五十六条

3 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 総会が開催された日時及び場所（当該総会

る申請書に、次に掲げる書類を添え、**経済産業大臣**に提出しなければならない。

吸収合併存続輸出組合又は当該吸収合併存続輸入組合の定款の定め

三 吸収合併消滅輸出組合又は吸収合併消滅輸入組合の組合員に対して交付する金銭等の全部又は一部が吸収合併存続輸出組合又は吸収合併存続輸入組合以外の法人等（法人その他）の団体をいう。（以下同じ。）の株式、持分、社債等その他これらに準ずるものである場合（当該吸収合併契約につき吸収合併消滅輸出組合又は吸収合併消滅輸入組合の総組合員の同意を得た場合を除く。）において、次のいからまでも掲げるときは、当該イからハまでに定める事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあっては、当該事項（氏名又は名称に係る事項を除く。）に相当する事項を日本語で表示した事項）

イ 当該金銭等が当該法人等の株式、持分その他これらに準ずるものである場合、当該法人等の定款その他これに相当するもの

ロ 当該法人等がその貸借対照表その他これに相当するものの内容を法令の規定に基づき公告（会社法第四百四十五条第三項の措置に相当するものを含む。）をしているもの

又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しているものでない場合、当該法人等の過去五年間の貸借対照表その他これに相当するもの（設立後五年を経過していない法人等にあっては、成立後の各事業年度に係るもの）の内容

ハ 当該法人等について登記（当該法人等が外国の法令に準拠して設立されたものであるときは、会社法第九百三十三条第一項の外国会社の登記又は外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律（明治三十一年法律第十四号）第二条の外国法人の登記に限る。）がされていない場合、次に掲げる事項

（1）当該法人等を代表する者の氏名又は名前及び住所  
(2) 当該法人等の取締役、会計参与、監査役その他の役員の氏名又は名称

四 吸収合併存続輸出組合又は吸収合併存続輸入組合についての次に掲げる事項  
イ 最終事業年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監査報告書の履行の見込みに関する事項

（最終事業年度がない場合には、吸収合併存続輸出組合又は吸収合併存続輸入組合の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合には、当該イからハまでの間に新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内

に重要な影響を与える事象が生じたときには、その内容（吸収合併契約等備置開始日後において同じ。）後吸収合併の効力が生ずるまでの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合には、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

（吸收合併存続輸出組合又は吸収合併存続輸入組合の事前開示事項）

第六十一条 法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の四第二項第四号に規定する吸収合併契約の内容その他の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十三条の五第一項に規定する吸収合併契約の内容その他の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合には、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

二 吸収合併消滅輸出組合（清算輸出組合を除く。）又は吸収合併消滅輸入組合（清算輸入組合を除く。）についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監査報告書の履行の見込みに関する事項

ロ 最終事業年度がない場合には、吸収合併消滅輸出組合又は吸収合併消滅輸入組合の成立の日における貸借対照表）の内容

〔清算輸出組合〕又は〔清算輸入組合〕といふ。）を除く。）において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合には、当該イからハまでの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合には、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）において準用する場合並びに同法第六十九条において準用する会社法第四百七十五条第二号の規定により清算をする輸出組合又は輸入組合（以下それぞれの解散により清算をする輸出組合又は輸入組合並びに同法第六十九条において準用する会社法第四百七十五条第二号の規定により清算をする輸出組合又は輸入組合（以下それぞれの解散により清算をする輸出組合又は輸入組合））

六 吸収合併存続輸出組合又は吸収合併存続輸入組合の見込みに関する事項

（吸収合併存続輸出組合又は吸収合併存続輸入組合の事後開示事項）

七 吸収合併契約等備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

第六十二条 法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の五第八項に規定する経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項と

六 吸収合併存続輸出組合又は吸収合併存続輸入組合の見込みに関する事項

（吸収合併存続輸出組合又は吸収合併存続輸入組合の事後開示事項）

六 吸収合併存続輸出組合又は吸収合併存続輸入組合の見込みに関する事項

する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

四 吸収合併存続輸出組合又は吸収合併存続輸入組合において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合には、吸収合併存続輸入組合又は吸収合併存続輸出組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他他の輸出組合又は輸入組合の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

（吸収合併存続輸出組合又は吸収合併存続輸入組合の事後開示事項）

五 吸収合併存続輸出組合又は吸収合併存続輸入組合の効力を生ずる日以後における吸収合併存続輸出組合又は吸収合併存続輸入組合の債務（法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の五第七項において準用する同法第五十六条の二第一項の規定により吸収合併存続輸出組合又は吸収合併存続輸入組合の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

（吸収合併存続輸出組合又は吸収合併存続輸入組合の事後開示事項）

五 吸収合併存続輸出組合又は吸収合併存続輸入組合の効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事象の内容に限る。）

（吸収合併存続輸出組合又は吸収合併存続輸入組合の事後開示事項）

する同法第五十六条の二の規定による手続の経過	四 吸收合併により吸收合併存続輸出組合又は吸收合併存続輸入組合が吸收合併消滅輸出組合又は吸收合併消滅輸入組合から承継した重要な権利義務に関する事項
五 法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の四第一項の規定により吸收合併消滅輸出組合又は吸收合併消滅輸入組合が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸收合併契約の内容を除く。）	六 前各号に掲げるもののほか、吸收合併に関する重要な事項
（新設合併消滅輸出組合又は新設合併消滅輸入組合の事前開示事項）	（新設合併消滅輸出組合（清算輸入組合を除く。）又は新設合併消滅輸入組合（清算輸出組合を除く。）が法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十三条の六第一項に規定する新設合併契約の内容その他経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十三条の三第四号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項	二 他の新設合併消滅輸出組合（清算輸入組合を除く。以下この号において同じ。）又は新設合併消滅輸入組合（清算輸入組合を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項
イ 最終事業年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監査報告書の内容	イ 最終事業年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監査報告書の内容
ロ 他の新設合併消滅輸出組合又は新設合併消滅輸入組合において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合は、他の新設合併消滅輸出組合又は新設合併消滅輸入組合の成立の日）後に重要な財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容	ロ 他の新設合併消滅輸出組合又は新設合併消滅輸入組合において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合は、他の新設合併消滅輸出組合又は新設合併消滅輸入組合の成立の日）後に重要な財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
一 新設合併が効力を生じたときは、変更後の当該事項	一 新設合併が効力を生ずる日以後における新設合併設立輸出組合又は新設合併設立輸入組合の債務
二 法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の六第五項において準用する協同組合の事前開示事項	二 新設合併契約等備置開始日後前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項
三 法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の六第六項の規定による請求に係る手続の経過	三 法第十九条第二項において準用する協同組合法第六十三条の六第六項の規定による請求に係る手続の経過
四 新設合併により新設合併設立輸入組合又は新設合併設立輸出組合が新設合併消滅輸出組合	四 新設合併により新設合併設立輸入組合又は新設合併設立輸出組合が新設合併消滅輸出組合

たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）	四 合又は新設合併消滅輸入組合から承継した重要な権利義務に関する事項
三 他の新設合併消滅輸出組合（清算輸出組合に限る。）又は新設合併消滅輸入組合（清算輸入組合に限る。）が法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表	三 他の新設合併消滅輸出組合（清算輸出組合に限る。）又は新設合併消滅輸入組合（清算輸入組合に限る。）が法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表
四 当該新設合併消滅輸出組合（清算輸出組合を除く。以下この号において同じ。）又は当該新設合併消滅輸入組合（清算輸入組合を除く。以下この号において同じ。）において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合は、当該新設合併消滅輸出組合又は当該新設合併消滅輸入組合の成立の日）後に生じた事象の内容に限る。）	四 当該新設合併消滅輸出組合（清算輸出組合を除く。以下この号において同じ。）又は当該新設合併消滅輸入組合（清算輸入組合を除く。以下この号において同じ。）において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合は、当該新設合併消滅輸出組合又は当該新設合併消滅輸入組合の成立の日）後に生じた事象の内容に限る。）
（清算開始時の財産目録）	（清算開始時の財産目録）
第五 協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。	第五 協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。
第六十六条 法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。	第六十六条 法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。
第六十七条 法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。	第六十七条 法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。
第七十条 法第十九条第一項において準用する協同組合法第一百四条第一項の規定により不服の申出をしようとする者は、様式第十五による申出書に、不服の申出をする理由を記載した書面及び組合員であることを証する書面を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。	第七十条 法第十九条第一項において準用する協同組合法第一百四条第一項の規定により不服の申出をしようとする者は、様式第十五による申出書に、不服の申出をする理由を記載した書面及び組合員であることを証する書面を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。
第七十一条 法第十九条第一項又は法第二十八条の一第四項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。	第七十一条 法第十九条第一項又は法第二十八条の一第四項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。
二 前項の貸借対照表は、財産目録に基づき作成しなければならない。	二 前項の貸借対照表は、財産目録に基づき作成しなければならない。
一 資産	一 資産

三 純資産又は正味財産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適当な名称を付した項目に細分することができます。（各清算事業年度に係る事務報告書）	四 資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適当な名称を付した項目に細分することができます。（各清算事業年度に係る事務報告書）
五 前各号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項（解散の届出）	五 前各号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項（解散の届出）
第六十五条 法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十二条第二項の規定により解散の届出をしようとする者は、様式第十四による届書を経済産業大臣に提出しなければならぬ。	第六十五条 法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十二条第二項の規定により解散の届出をしようとする者は、様式第十四による届書を経済産業大臣に提出しなければならぬ。
第六十六条 法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。（清算開始時の財産目録）	第六十六条 法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。（清算開始時の財産目録）
第六十七条 法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。（清算開始時の貸借対照表）	第六十七条 法第十九条第一項において準用する協同組合法第六十九条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。（清算開始時の貸借対照表）
第七十条 法第十九条第一項において準用する協同組合法第一百四条第一項の規定により不服の申出をしようとする者は、様式第十五による申出書に、不服の申出をする理由を記載した書面及び組合員であることを証する書面を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。（検査の請求）	第七十条 法第十九条第一項において準用する協同組合法第一百四条第一項の規定により不服の申出をしようとする者は、様式第十五による申出書に、不服の申出をする理由を記載した書面及び組合員であることを証する書面を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。（検査の請求）
二 前項の貸借対照表は、財産目録に基づき作成しなければならない。	二 前項の貸借対照表は、財産目録に基づき作成しなければならない。
一 負債	一 負債

同意を得たことを証する書面を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

### 第三章 負担金の徵収等

**第七十二条** 法第二十八条の二第二項前段の規定により負担金の額及び徵収の方法についての認可の申請

(負担金の額及び徵収の方法についての認可の申請) 法第二十八条の二第二項後段の規定により負担金の額及び徵収の方法についての認可を受けようとする者は、様式第十七による申請書に、次に掲げる書類を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 徵収しようとする負担金の額及び徵収の方

法を記載した書面

二 負担金を徵収する理由を記載した書面

三 負担金に係る事務の処理に関する計画書及

び収支予算書

四 負担金の額及び徵収の方法について議決し

た總会又は総代会の議事録の謄本

法第二十八条の二第二項後段の規定により負

担金の額又は徵収の方法の変更の認可を受けよ

うとする者は、様式第十八による申請書に、次

に掲げる書類を添え、経済産業大臣に提出しな

ければならない。

三 変更後の事務の処理に関する計画書及び収

支予算書

四 変更について議決した總会又は総代会の議

事録の謄本

(公告)

**第七十三条** 輸出入取引法施行令(昭和三十年政

令第二百四十四号。以下「令」という。)第七

条第一項又は第二項の規定による負担金の額及

び徵収の方法又は財産目録、貸借対照表及び損

益計算書の公告は、官報(公告を官報のほか法

律の施行による定款の定めに従い

同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつ

てした輸出組合にあつては、これらの方針によ

る公告) 経済産業公報及び通商弘報に掲載す

(負担金等に係る書類の備付けの期間)

**第七十四条** 令第七条第三項の規定により書類等

を備え、閲覧に供しなければならない期間は、

負担金等に係る經理に係る収支予算書及び當

該事務の処理に関する計画書にあつては同条第一項、同条第二項に規定する書類及び當該事務の処理に関する報告書にあつては同項の規定による公告の日から一年とする。

(負担金等の残余の額の処分の方法の承認の申

請)

方法について承認を受けようとする者は、様式

第十九による申請書に、次に掲げる書類を添

え、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 残余の額及び処分の方法を記載した書面

二 負担金を納付した者の氏名又は名称及び住

所、その納付した負担金の額及び納付の年月

日並びに分配に要する経費の額及び分配に関

するその他の事項を記載した書面

三 負担金等に係る特別の勘定の債務を弁済し

たことを証する書面

四 処分の方法について議決した總会又は總代

会の議事録の謄本

(施行期日)

**第一条** この省令は、平成十九年四月一日から施

行する。

(決算関係書類及び事業報告書に関する経過措

置)

二 前項の規定は、改正後の輸出入取引法施行規

則の規定に基づき決算関係書類及び事業報告書

を作成する旨を決定した輸出組合又は輸入組合

については、適用しない。

**第二条** この省令の施行前に到来する決算期に係

る決算関係書類及び事業報告書の作成について

は、この省令の施行後も、なお従前の例によ

る。

三 この省令の施行後に到来する決算期に輸

出組合又は輸入組合が作成すべき決算関係書類

及び事業報告書については、第三十二条第二項

から第十項まで、第三十八条及び第三十九条の

規定を適用しないことができる。

附 則 (平成一九年九月二八日経済産業

省令第六六号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、証券取引法等の一部を改正

する法律の施行の日(平成十九年九月三十日)

から施行する。

附 則 (平成一九年九月二八日経済産業

省令第六七号) 抄

(施行期日)

この省令は、株式会社商工組合中央金庫法の施行の日(平成二十一年十月一日)から施行する。

**省令第八二号** 附 則 (平成二〇年一二月一日経済産業

業省令第八二号)

この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日(平成二十一年十二月一日)から施行する。

**附 則 (平成二四年一二月二八日経済産業**

省令第九二号)

この省令は、非訟事件手続法及び家事事件手

続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法

律の施行の日(平成二十五年一月一日)から施

行する。

**附 則 (平成二七年四月三〇日経済産業**

省令第四四号)

この省令は、会社法の一部を改正する法律の

施行の日(平成二十七年五月一日)から施行す

る。

**附 則 (令和二年一二月二八日経済産業**

省令第九二号)

この省令は、会社法の一部を改正する法律の

施行の日(平成二十七年五月一日)から施行す

る。

**附 則 (令和二年一二月二八日経済産業**

省令第六三号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和三年五月二一日経済産業**

省令第四九号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和五年一二月二八日経済産業**

省令第六三号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和三年五月二一日経済産業**

省令第四九号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和三年五月二一日経済産業**

省令第六三号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和三年五月二一日経済産業**

省令第六三号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則 (令和三年五月二一日経済産業**

省令第五三号)

施行規則第三十九条第三号ニからヘまで及び第三号ニの二の規定は、施行日以後に締結された補償契約及び役員賠償責任保険契約について適用する。

**第三条** この省令の施行の際現にあるこの省令に

よる改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省

令による改正後の様式によるものとみなす。

令による改正後の様式によるものとみなす。

用紙については、当分の間、これを取り繕つて使

用することができる。

**附 則 (令和三年五月二一日経済産業**

省令第五三号)

この省令は、公布の日から施行する。

様式第1（第1条関係）

様式第1（第1条関係）（会員登録用）

年 月 日

新規登録大口 所  
輸出業者 批准  
長老又は名前  
姓  
氏  
上記の者の代表者 批准  
長老又は名前及び代表者の名前  
輸出業者の会員登録  
輸出業者登録用紙第3号書式による選択により、輸出を申請したいので、下記の事項を記入、提出します。  
記  
1. 輸出を許し  
2. 長老を納付する理由を記述した箇所  
備考  
1. 請求を納付する場合は、政治的要因の事情を詳しくしに記載  
すここと。  
2. 代表者の代表権が真正なものであることを証する書類を添へること。

様式第2（第2条関係）

様式第2（第2条関係）（会員登録用）

年 月 日

新規登録大口 批准  
輸出業者 批准  
長老又は名前  
姓  
氏  
上記の者の代表者 批准  
長老又は名前及び代表者の名前  
輸出業者の会員登録用紙  
下記のとおり輸出を再出したので、輸出登録用紙第3号書式により、提出  
します。  
記  
1. 長老のみ書式  
2. 長老の書式  
備考  
代表者の代表権が真正なものであることを証する書類を添へること。

様式第3（第3条関係）

様式第3（第3条関係）（会員登録用）

年 月 日

新規登録大口 批准  
輸出業者 批准  
長老又は名前  
姓  
氏  
上記の者の代表者 批准  
長老又は名前及び代表者の名前  
輸出業者の会員登録用紙  
下記のとおり輸出を再出したので、輸出登録用紙第3号書式により、提出  
したいので、下記の書類を添へます。請け渡します。  
記  
1. 長老のみ書式  
2. 長老の書式  
3. 長老の書式  
備考  
代表者の代表権が真正なものであることを証する書類を添へること。

様式第4（第4条関係）

様式第4（第4条関係）（会員登録用）

年 月 日

新規登録大口 批准  
輸出業者 批准  
長老又は名前  
姓  
氏  
上記のとおり輸出を再出したので、輸出登録用紙第3号書式により、提出  
したいので、下記の書類を添へます。請け渡します。  
記  
1. 長老のみ書式  
2. 長老の書式  
備考  
長老を提出した場合は以降の監査結果等参考となる書類を添へること。

格式第5(各名義) (付1表90-1の変更)  
年 月 日

新規進出大区 担当組合  
新規入会員名 姓氏  
新規会員登録番号 名称  
新規会員登録番号 代表する理事  
新規会員登録番号 球名  
法務登記番号 ①の移行日における会員登録番号  
法務登記番号 ②の移行日における会員登録番号

年 月 日 『登録会員登録』を実行しましたので、移行の日現在における会員について、新規入会登録登記番号名義「表」の表1の1の要領により、必要な事項を記入願います。  
※必ず記入して下さい。

□

両面の表が又は名義、既存及び新規の会員登録番号を記入した際

様式第5(前払保函)(合意書類別1-1)添付		年月日
経営陣大団圓		
輸入組合	住所	
輸入組合	名称	
輸入組合	輸入組合を代表する理事	
	比北	
支店販賣出合会の移行		
支店販賣出合会		
年月 日 通常取扱い規約に施行しましたので、輸入取扱規約も施行		
第5条第1項の要件第2項の規定により、謹此申告		

様式第6（第5条関係）

株式会社(ふるさと農園)(611番地)(601)	年	月
新規営業実績	販賣	
輸入・販賣	販賣	
輸出・販賣	販賣	
輸入販賣で管理する事項		
取引		
事業運営の主な監査點		
本業専門会計及び計算開示について ◎時代別に記入して下さい。		
我が社の開示範囲は原則1億円の額の範囲により、下記の細部を記述し、提出 できます。		
	記	
1. 営業会計及び外契開示範例		
2. 受取手形、支票等の開示範例		

様式第7（第5条関係）

様式第3(表5用紙)	(b) 会員登録用(一回限り)
年 月 日	
新規会員登録	
姓	名
性別	
誕生日	
会員登録用語を記入する欄	
登録用語の確認	
登録用語に誤りがある場合は、右側のボタンを押す	
登録用語に誤りがない場合は、右側のボタンを押す	
登録用語を確認後、登録します。	

様式第8（第5条関係）

年 月 日

桂井泰大郎 様

発送人

住所  
名又文は名作

住所  
名又文は名作

発送人の代表者

住所  
名又文は名物及び代表者の名氏

種別  
普通郵便兼手渡

輸出元引取人

発送人名義の宛てに記入する用語(第4条各項)の規定により、波立の書類を受取った方に下記の連絡を致し、申告します。

正

1. 定義

2. 貨物の状態

3. 発送人からのメッセージ

4. 納品先からのメッセージ

5. 合同するべき方の名又文は名物及び対応会社に記載するべき方の引き受けよう

6. ご提出の書類に記載した事項

7. 既存の書類の取扱い

8. 法令の規定に従うことを誓う

9. 法令の規定に従うことを誓うと同時に、本件を了承する

様式第10（第12条関係）

様式第11（第52条関係）

株式会社第13号(通称:大同屋)(令和2年6月1日登記)		年 月 日
経営者 姓氏	大同屋	年月日
合併後存続する会社の名称	大同屋組合	住所
合併後存続する会社の代表者の名前	笠置	名称
又は合併後設立する新設会員の設立要員	笠置組合	住所
上記の独立要員の代表者	笠置	名称

様式第14(郵便各項契約) (小額用印92、一般用印)	
年 月 日	
経営者 姓 名 例	
輸入組合	社名
輸入組合	名称
輸入組合	代表者名と連絡事務
輸入組合	氏名
輸出会社 姓 名 例	
輸入販賣店	
下記のとおり種別組合を承認しした上で、輸入方法別に割引率を定めたものとし得 用する場合の取扱いを「 <u>規約</u> 」として準用する 小企業等協同組合販賣条例第2章 第10条(規約の適用)	

様式第15号(原稿用)(印字用)(手書き用)の記入	年月日
新規登録大変更	
組合会員	
被扶養者	氏名
配偶者	氏名又は其名義及び代名の在る 通称又は雅号
親族被扶養者	被扶養者登録
配偶者と子供の登録	
下記のとおり、輸出人(輸入業者)に依りて開示する同項登録事項に、當該登録事項の 登録を申請する旨を記入する	
被扶養者登録	
して請託する中古車等登録事務所に依託する場合の規定により、 被扶養者登録	
する場合は、被扶養者登録の 手続の裏面の欄の(1)～(4)の何れか複数件をこなす旨を記入し、検査を請求す る旨を記入する	
記入	
1 被扶養者の登録事務所の住所	
2 被扶養者の年齢	
3 被扶養者を表す既存の登録の記入	
4 他の登録の請求	
5 その他登録をすることを要する	

様式第17 (第72条関係) (合意書契約一括契約)  
年 月 日  
両当事業大口 所  
輸出組合  
社名  
住所  
輸出組合を代表する監査  
社名

本件の開設及び(複数の契約について)締結申請書  
の開設申請に係る記入事項を記載し、輸出人及び輸出組合の立場  
又は開設の被代理人により、本件の開設及び契約の内容について記載せられたもので、  
下記の範囲を除く。申算します。

- 本契約における契約条件及び(複数の契約について)締結した審査
- 本契約を成立する旨を記載した審査
- 本契約に係る事務の委託に関する計画書及び改定予算書
- 本契約の開設の方法について記載した審査

様式第18 (第72条関係) (合意書契約一括契約)  
年 月 日  
両当事業大口 所  
輸出組合  
社名  
住所  
輸出組合を代表する監査  
社名

本件の開設及び(複数の契約について)締結申請書  
の開設申請に係る記入事項を記載し、輸出人及び輸出組合の立場  
又は開設の被代理人により、本件の開設及び契約の内容について記載せられたもので、下記の  
範囲を除く。申算します。

記

- 本契約における契約条件及び(複数の契約について)締結した審査
- 本契約を成立する旨を記載した審査
- 本契約に係る事務の委託に関する計画書及び改定予算書
- 本契約について記載した開設の日程代合の監査結果の原本

様式第19 (第75条関係) (合意書契約一括契約)  
年 月 日  
両当事業大口 所  
輸出組合  
社名  
住所  
輸出組合を代表する監査  
社名

本件の開設及び(複数の契約について)締結申請書  
の開設申請に係る記入事項を記載し、輸出人及び輸出組合の立場  
又は開設の被代理人により、本件の開設及び契約の内容について記載せられたもので、  
下記の範囲を除く。申算します。

記

- 本契約における契約条件及び(複数の契約について)締結した審査
- 本契約を成立する旨を記載した審査
- 本契約に係る事務の委託に関する計画書及び改定予算書
- 本契約について記載した開設の日程代合の監査結果の原本